

令和5年4月23日執行予定

高山市議会議員選挙

選挙の手引

～候補者運動員のために～

高山市選挙管理委員会

はじめに

この小冊子は、令和5年4月23日執行予定の高山市議会議員選挙の候補者及びその運動員の方々が知っておかなければならない選挙に関する手続を中心に、選挙運動その他のあらましについて記述したものです。

ただし、複雑な選挙に関する事項をこの小冊子にまとめることはもとより不可能なことでありますので、記述したものは基本事項に過ぎません。

おわかりにならない点は、選挙管理委員会にお尋ねください。

なお、この小冊子では、法令について次のように省略しておりますのでご注意ください。

| | | |
|-----|---|-----------------------|
| 法 | : | 公職選挙法（昭和25年法律第100号） |
| 令 | : | 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号） |
| 規正法 | : | 政治資金規正法（昭和23年法律第194号） |
| 執規 | : | 高山市選挙執行規程 |

目 次

| | | |
|----|------------------|----|
| 第1 | 選挙に関する期日等 | 1 |
| 第2 | 各種届出一覧 | 2 |
| 第3 | 選挙運動一覧 | 4 |
| | 選挙事務所 | 4 |
| | 選挙運動用自動車（船舶） | 4 |
| | 拡声機 | 5 |
| | 個人演説会 | 5 |
| | 街頭演説 | 6 |
| | 連呼行為 | 6 |
| | 文書図画 | 7 |
| | インターネット | 8 |
| | 新聞広告 | 9 |
| | 選挙運動費用 | 9 |
| 第4 | 選挙運動に関する注意 | 10 |
| 1 | 選挙事務所 | 10 |
| 2 | 自動車、船舶、拡声機の使用 | 11 |
| 3 | 個人演説会 | 13 |
| 4 | 街頭演説 | 16 |
| 5 | 連呼行為 | 17 |
| 6 | 文書図画の頒布 | 17 |
| 7 | 文書図画の掲示 | 20 |
| 8 | インターネット等の利用 | 23 |
| 9 | 新聞広告 | 24 |
| 10 | 選挙公報 | 25 |
| | (1) 選挙公報の発行 | 25 |
| | (2) 手続 | 25 |
| 11 | その他選挙運動に関する事項 | 26 |
| | (1) 選挙運動の意義 | 26 |
| | (2) 選挙運動に関する各種制限 | 26 |
| | ア 選挙運動できる期間 | 26 |
| | イ 選挙運動の時間による制限 | 27 |
| | ウ 選挙運動のできる者の制限 | 27 |
| | エ 選挙運動員の数の制限 | 30 |
| | オ 選挙運動の場所の制限 | 30 |
| | カ その他の選挙運動の制限 | 31 |
| | キ 刑事犯罪に該当する行為 | 33 |

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 第5 | 各種証明書等の返還 | 33 |
| 第6 | 選挙期日後の行為 | 33 |
| 1 | 請負等をやめない場合の当選人の失格 | 33 |
| 2 | 選挙期日後のあいさつ行為の制限 | 33 |
| 3 | 供託物の返還 | 33 |
| 第7 | 選挙運動費用 | 34 |
| 1 | 選挙運動費用の制限と範囲 | 34 |
| (1) | 選挙運動費用の範囲 | 34 |
| (2) | 選挙運動費用の制限 | 35 |
| (3) | 寄附に関する禁止事項 | 35 |
| (4) | 実費弁償及び報酬の額 | 39 |
| 2 | 出納責任者の職務 | 41 |
| (1) | 出納責任者の選任及び届出 | 41 |
| (2) | 出納責任者の職務権限 | 43 |
| (3) | 選挙運動に関する収入・支出の報告 | 44 |

付 録

| | |
|-------------------|----|
| 立候補手続についてのご注意 | 45 |
| 1 立候補の意義 | 45 |
| 2 候補者の資格要件 | 45 |
| 3 立候補の手続 | 46 |
| 4 立候補の効果 | 50 |
| 5 立候補の辞退 | 50 |
| 6 選挙に関する諸届出等の時間 | 50 |
| 7 選挙立会人の届出 | 50 |
| 8 一般的な注意事項 | 51 |
| 9 選挙管理委員会委員長及び選挙長 | 51 |
| 10 選挙管理委員会連絡先 | 52 |

第1 選挙に関する期日等

| 種 別 | 期日・期間・期限 |
|---|--|
| 1 任期満了期日（市議） | 令和5年4月30日 |
| 2 後援団体等に関する寄附等の禁止期間（法199の5第4項3号） | 1月30日（月）～4月23日（日） （任期満了の日前90日から選挙期日まで） |
| 3 候補者等の氏名等を表示する政治活動用ポスターの掲示禁止期間（法143第19項3号） | 10月30日（日）～4月23日（日） （任期満了の日の6月前の日から選挙期日まで） |
| 4 選挙期日の告示 | 4月16日（日） |
| 5 立候補届出日 | 4月16日（日） AM8：30～PM5：00 |
| 6 投票日 | 4月23日（日） AM7：00～PM8：00 （一部の投票所で閉鎖時刻を繰上げ） |
| 7 選挙会（開票） | 4月23日（日）PM9：30 |
| 8 選挙立会人の届出期限 | 4月20日（木）PM5：00 |
| 9 選挙立会人選任のくじ | 4月20日（木）PM5：10 |
| 10 投票所内氏名掲示の順序決定のくじ | 4月16日（日）PM5：10 |
| 11 選挙公報掲載の順序決定のくじ | 4月16日（日）PM5：10 |
| 12 選挙運動終日 | 4月22日（土） |
| 13 選挙運動費用収支報告書提出期限 | 5月 8日（月）PM5：00 ただし、提出後なされた寄附及びその他の収入ならびに支出については、当該収支のあった日から7日以内 |

※ 立候補届出書類の事前審査は、3/27（月）～3/29（水）に済ませてください。

第2 各種届出一覧

※ ○数字は様式番号

| 項 目 | 届出先 | 期 限 | 届出に必要な書類 |
|--------------------|---------|----------------------------|---|
| 1 立候補届 | 選挙長 | 4月16日(日) PM5:00まで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者届① ○ 供託証明書(金額 30万円) ○ 宣誓書② ○ 戸籍の謄本又は抄本 ○ 所属党派証明書 (所属党派があるとき)③ ○ 通称認定申請書⑦(通称の使用認定を受ける場合のみ) <p>〈推薦届出のときには、 次の書類も必要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者推薦届④ ○ 候補者推薦届出承諾書⑤ ○ 推薦届出人の選挙人名簿登録証明書⑥ |
| 2 選挙公報掲載(修正撤回)申請 | 選挙管理委員会 | 4月16日(日) PM5:00まで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙公報掲載(撤回・修正)申請書 ○ 選挙公報掲載文原稿用紙 ○ 写真 |
| 3 選挙事務所設置(異動)届 | 同 上 | 設置(異動)後直ちに | <ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙事務所設置(異動)届⑪ <p>〈推薦届出者が設置(異動)するときには次の書類も必要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の選挙事務所設置(異動)承諾証明書⑫ ○ 推薦届出者が複数人あり、その代表者が届け出るときには、推薦届出者の代表者証明書⑬ |
| 4 公営施設利用の個人演説会開催申出 | 同 上 | 開催しようとする日の2日前の PM5:00まで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人演説会開催申出書⑭ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(例) 4月20日(木)に開催しようとする場合は、 4月18日(火)のPM5:00まで</p> </div> |

| 項 目 | 届出先 | 期 限 | 届出に必要な書類 |
|------------------|-----------------|---|---|
| 5 新聞広告の掲載 | 広告を掲載しようとする新聞社等 | 4月22日(土)までに新聞広告ができるように (投票日当日の新聞には掲載する事ができない。) | ○ 新聞広告掲載証明書⑳ |
| 6 選挙運動用通常葉書の交付請求 | 日本郵便(株)高山郵便局 | 郵便局より説明 | ○ 候補者用通常葉書使用証明書㉑ |
| 7 選挙運動用通常葉書の差出 | 同 上 | 郵便局より説明 (投票日当日に選挙人に到達するように差し出すことはできない。) | ○ 選挙運動用通常葉書差出票㉒ 200枚ごとに選挙運動用通常葉書差出票1枚を添える。 |
| 8 選挙運動用ビラの届出 | 選挙管理委員会 | ビラ頒布前に | ○ 選挙運動用ビラ届出書㉓ ○ ビラ5枚(記載内容が異なるごとにそれぞれ5枚) |
| 9 選挙立会人の届出 | 選挙長 | 4月20日(木)PM5:00まで | ○ 選挙立会人となるべき者の届出書㉔ |
| 10 出納責任者選任(異動)届 | 選挙管理委員会 | 選任(異動)後直ちに | ○ 出納責任者選任(異動)届㉕㉖ 〈推薦届出者が選任した時〉 ○ 候補者の出納責任者選任承諾証明書㉗ ○ 推薦届出者が数人であるときは、その代表者であることを証明する書面㉘ |
| 11 選挙事務員等の届 | 同 上 | その者を使用する前に | ○ 選挙運動事務員等届出書(報酬を支給する者)㉙ |
| 12 選挙運動費用収支報告 | 同 上 | 5月8日(月)PM5:00まで (この収支報告以後のものについては、収支のあった日から7日以内) | ○ 選挙運動費用収支報告書㉚ ○ 領収書その他の支出を証すべき書面の写し (領収書を徴し難い事情があるときは、その支出の明細書㉛) |

第3 選挙運動一覧

| 種 別 | 説 明 | |
|------------------|---|--|
| 選挙事務所 | 設置数 | 1箇所 |
| | 設置場所 | 特に制限はないが、投票日当日は投票所を設けた場所の入口から半径300m内の区域には設置できない。 |
| | 移動 | 一日につき1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む。)することができない。 |
| | 届出 | 設置(移動)後直ちに選挙管理委員会へ届け出る。 |
| | 文書図画 | ポスター、立札、看板の類(縦350cm×横100cm以内)の数は、通じて3個以内及びちようちんの類(高さ85cm×直径45cm以内)1個 記載内容は選挙事務所を表示するものでなければならない。 |
| 選挙運動用 自動車(船舶) | 台数 | 1台(隻) |
| | 表示板 | 選挙管理委員会交付のもの |
| | 使用車種 | 乗車定員10人以下の乗用自動車、乗車定員4人以上10人以下の小型自動車(ワゴンスタイル、バン型の貨客兼用自動車)、四輪駆動式の自動車で車輛重量2トン以下のもの |
| | 乗車人員 | 候補者、運転手1人、運動員4人以内(運動員4人以内は選挙管理委員会交付の乗車(船)用腕章着用) |
| | 車上の運動 | 走行中は連呼行為(AM8:00~PM8:00に限る)以外の選挙運動はできない。 停止中は選挙運動のための演説、連呼ができる。 (AM8:00~PM8:00に限る)演説、連呼については特定建物(法166)での禁止規定、連呼については学校、病院等での静穏保持及び時間制限(AM8:00~PM8:00に限る)(法140の2)に注意 |
| 文書図画 | ポスター、立札、看板の類(縦273cm×横73cm以内)、数制限なし。ちようちんの類(高さ85cm×直径45cm以内)1個。記載内容制限なし。 看板類の取り付けには、道路交通法第56条の規定による設備外積載についての所轄警察署長の許可を要することに注意 | |

| 種 別 | 説 明 | |
|-------|-------|--|
| 拡声機 | 表 示 板 | 選挙管理委員会交付のもの |
| | 使用数 | 1 揃い（常時使用）。このほか、個人演説会の開催中、その会場で別に 1 揃い使用できる。1 揃いとは、マイク、スピーカー、増幅装置の 1 組をいう。 |
| 個人演説会 | 態様 | 候補者が不特定多数人を集めて行う演説会 |
| | 回数 | 制限なし |
| | 使用施設 | <p>公営施設とその他の施設</p> <p>【公営施設】 学校、公民館、公会堂、その他選挙管理委員会が指定した施設</p> <p>【その他の施設】 公営施設及び法第 166 条（特定建物）の禁止施設以外のもの</p> |
| | 開催手続 | <p>「公営施設」利用の場合は、開催予定日 2 日前までに個人演説会開催申出書で選挙管理委員会へ申し出る。</p> <p>「その他の施設」利用の場合は、候補者と施設管理者との契約によりいつでも開催できる。</p> |
| | 開催通知 | 候補者が行う。選挙運動用ポスター・選挙運動用通常葉書、街頭演説等で周知。 |
| | 演説 | 候補者、運動員等。テープレコーダー・映写機等も使用できる。 |
| | 文書図画 | <p>【会場外】 ポスター、立札、看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）を会場ごとに通じて 2 個。（屋内の演説会場で使用するものは制限なし） ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）を会場の内外を通じて 1 個のみ掲示できる。（会場内に 1 個掲示する場合は、会場外には掲示できない。） これらのものには、掲示責任者の氏名、住所を記載するとともに演説会が終了したときは直ちに撤去する必要がある。上記以外は一切掲示も頒布もできない。</p> <p>【会場内】 ポスター、立札、看板の類は、大きさや数に制限はない。また、選挙運動用のビラを頒布することもできる。</p> |
| | 開催制限 | 法第 166 条（特定建物）の禁止規定に注意を要する。 |

| 種 別 | 説 明 | |
|------|-------|---|
| 街頭演説 | 態様 | 街頭又は公園、空地等で多数の人に対してする演説（不特定多数人をあらかじめ集めて行う場合は、個人演説会になることに注意） |
| | 標旗 | 街頭演説は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて演説者がその場所にとどまって行う。流し演説は禁止されている。 |
| | 人員 | 候補者、運転手1名、運動員15名以内（運動員は選挙管理委員会が交付する選挙運動員用腕章または乗車（船）用腕章を着用） |
| | 演説 | 候補者、運動員等。内容制限なし。連呼行為もできる。テープレコーダー等の使用もできるが、スライド等の映写機は使用できない。 |
| | 時間 | AM8：00～PM8：00に限る。（特に学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めること。） |
| | 文書図画 | 選挙管理委員会へ届け出たビラの頒布及び法定の自動車を使用する場合の自動車に取り付けられているものの掲示以外は一切できない。 |
| | 演説の制限 | 法第166条（特定建物）の禁止規定に注意を要する。 |
| 連呼行為 | 態様 | 短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけること。 |
| | できるのは | 選挙運動用自動車上においてAM8：00～PM8：00までの運行中又は停止中。 個人演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所 |
| | 制限 | 学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。 特定建物の禁止規定に注意を要する。（法166） |

| 種 別 | 説 明 | |
|-----------|----------------------|---|
| 文書図画 | 1 選挙運動用葉書 | |
| 【頒布できるもの】 | ・葉書枚数 | 2, 000枚 |
| | ・日本郵便(株)の交付する葉書の入手方法 | 選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を日本郵便(株)高山郵便局に提示して受領する。(無料) |
| | ・私製葉書を利用する場合 | 選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を日本郵便(株)高山郵便局に提示して私製葉書に選挙郵便物としての表示を受ける。(切手の貼付などをしないこと) 私製葉書については、次の点に注意を要する。 地色 白色又は日本郵便(株)の交付する葉書程度の淡色 |
| | ・葉書の差出 | 日本郵便(株)高山郵便局に選挙長が交付する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出す。差出票1枚につき200枚の葉書を差し出せる。郵便によらず私送によったり、選挙人に手渡したり、ポストへ投函することはできない。 また、投票当日選挙人に到達するよう差し出すこともできない。 |
| | ・記載内容 | 特に制限はない |
| | 2 選挙運動用ビラ | |
| | ・制限枚数 | 4, 000枚 |
| | ・規格 | 2種類、29.7cm×21cm (A4判) 以内 宣伝のために不特定多数の人に頒布する1枚刷り程度のものをいい、リーフレットやチラシも含まれる 表面には、頒布責任者と印刷者の氏名、住所(法人の場合は、名称、所在地)を記載すること |
| | ・利用方法 | 選挙管理委員会に届け出て、交付される証紙を貼ること 頒布方法は、候補者の選挙事務所内、個人演説会場内、街頭演説の場所における頒布と、新聞折込みによる頒布に限られる |
| | ・記載内容 | 特に制限はない |

| 種 別 | 説 明 |
|-----------|---|
| 【掲示できるもの】 | <p>1 選挙事務所を表示するもの ポスター、立札、看板の類（縦 350cm×横 100cm 以内）を通じて 3 個 ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内） 1 個</p> <p>2 選挙運動用自動車に取り付けるもの ポスター、立札、看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）、数制限なし ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内） 1 個</p> <p>3 候補者が使用する胸章、たすき、腕章の類</p> <p>4 個人演説会場において演説会の開催中使用するもの 【会場内】 ポスター、立札、看板の類で、大きさや数に制限なし 【会場外】 ポスター、立札、看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）を会場ごとに通じて 2 個 ちょうちんの類（会場内外を通じて）高さ 85cm×直径 45cm 以内 1 個 これらのポスター、立札、看板の類は掲示責任者の氏名及び住所を記載すること</p> <p>5 選挙運動用ポスター 長さ 42cm×幅 30cm 以内。記載内容は特に制限なし 掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載すること 掲示はポスター掲示場に限る。なお、投票日においても掲示しておくことができるが新たに掲示することはできない</p> |
| インターネット | <p>1 ウェブサイト等を利用する方法 利用する者に連絡する際必要となる電子メールアドレス等が正しく表示されるようにしなければならない</p> <p>2 電子メールを利用する方法 次の者に対し、かつ、受信者が通知した電子メールアドレスに送信することができる</p> <p>① 電子メールの送信を求める旨や送信に同意する旨を、あらかじめ送信者に通知している者</p> <p>② 政治活動用の電子メールを継続的に受信しており、送信者から選挙運動用の電子メールを送信する旨の通知を受けた際、当該通知に対して送信拒否をしなかった者</p> <p>各種記録の保存、送信時の表示義務事項あり（詳細 P 2 3）</p> |

| 種 別 | 説 明 | |
|--------|-----------|---|
| 新聞広告 | 回数 | 2回 |
| | できる者 | 候補者（有料） |
| | 手続 | 選挙長が交付する新聞広告掲載証明書を新聞社等に提出して行う。 |
| | スペース | 横9.6cm×縦2段組以内で記事下に掲載 |
| | 内容 | 自由（色刷はできない。） |
| 選挙運動費用 | 制限額 | 選挙管理委員会が告知する額 高山市議会議員選挙 [501円（人数割額）×告示日における選挙区内の選挙人名簿登録者数／議員定数24人+2,200,000円（固定額）] |
| | 運動員等の実費弁償 | 交通費…鉄道費、船賃、車賃の実費 宿泊料…食事料2食分を含み1夜 12,000円 （労務者は、食事料を含めずに1夜10,000円） 弁当料…1食1,000円・1日3,000円 （労務者には支給できない） 茶菓子…1日500円 （労務者には支給できない） |
| | 労務者等の報酬 | 労務者1人について日額10,000円以内、超過勤務手当で1日につき日額の5割以内 事務員1人について日額10,000円以内 （超過勤務手当なし。） 車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者1人について日額15,000円以内（超過勤務手当なし。） なお、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者について次の制限があります。 ・支給期間…文書で選挙管理委員会に届けた日から4月22日までの間 ・支給人員 高山市議会議員選挙…1日につき 9人以内 （ただし、前記支給期間を通じて実人員45人以内） |

第4 選挙運動に関する注意

1 選挙事務所

選挙事務所とは、「選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備」をいいます。従って政党その他の政治団体又は候補者の運動員などによって、選挙対策本部・後援会・連絡所等の名称に名を借りて、特定の候補者の選挙に関する事務を取り扱うような場合は、それらが選挙事務所とみなされることがあります。

なお、休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできませんが、選挙事務所又は演説会場内に運動員のために休憩場所を設けることは差し支えありません。

(法 133)

(1) 設置

選挙事務所を設置することができる者は、候補者又はその承諾を得た推薦届出者（数人あるときはその代表者）に限られます。（法 130）

設置できる選挙事務所の数は、1箇所に限られます。（法 131）

選挙事務所設置（異動）届（様式 11）を設置後直ちに選挙管理委員会に提出してください。

(2) 選挙事務所の異動

設置された選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません。（法 131）

(3) 設置（異動）届

選挙事務所を設置したとき又は異動したときは直ちに選挙管理委員会に届け出てください。

この場合、選挙事務所設置（異動）届（様式 11）を直ちに選挙管理委員会に提出してください。（法 130、131、令 108）

異動することができる者及び添付書類は、設置の場合と同じです。

なお、選挙事務所の設置者が推薦届出者である場合は、設置届のほか、候補者の選挙事務所設置（異動）承諾証明書（様式 12）、推薦届出者が数人ある場合は、推薦届出者の代表者証明書（様式 13）を添付してください。（令 108）

選挙運動のできる期間は原則として選挙期日の前日までですが、選挙事務所は選挙の当日であっても、投票所を設けた場所の入口から 300 メートル以外の区域であれば設置

できます。また、これに違反して設置されたものがあるときは、閉鎖させられますので注意してください。（法 132、法 134）

（4）立札・看板等

選挙事務所には次の文書図画を掲示することができます。（法 143）

ア ポスター・立札・看板の類を通じ 3 個以内

規格…縦 350cm×横 100cm 以内

※「通じて 3 個」とは、例えばポスターを 2 枚使えばあとは立札か看板のいずれか 1 個しか利用できないこととなります。なお、両面を使用した場合は 2 枚（2 個）と数えます。

イ ちょうちんの類 1 個

規格…高さ 85cm×直径 45cm 以内

なお、これらの文書図画の掲示は、選挙事務所の所在場所に限るもので、事務所から離れた場所に掲示することはできません。

2 自動車、船舶、拡声機の使用

（1）自動車等の数

使用できるものは、自動車 1 台又は船舶 1 隻と拡声機 1 揃いで、これらを使用するのは、立候補の際、交付を受けた表示板を、使用する自動車又は船舶、拡声機の外部から見易い箇所に掲示していなければなりません。（法 141）

- ・この表示板の交付数量は、1 個です。（法 141）
- ・自動車を選挙運動用に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、取締関係法令（道路交通法等）の規制を受けることに注意しなければなりません。

（2）自動車の種類

次のア、イ又はウに該当する自動車であれば使用できます。（法 141、令 109 の 3）

ア 乗車定員 10 人以下の乗用自動車

これに該当するものは、一般に自動車検査証の用途が乗用と記載された自動車です。例えば自動車登録番号標の種別番号が「3、30 から 39 及び 300 から 399」とか「5、50 から 59 及び 500 から 599」とか「7、70 から 79 及び 700 から 799」の車であれば通常は使用できます。

ただし、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根があっても一部が開いていたり、屋根を取り外したり、開くことのできるものは使用できません。したがって、オープンカーやオープンカーに幌を被せた車は使用できません。

その他軽自動車や二輪自動車でも用途が乗用であれば使用できます。

イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

これに該当するものは、乗車定員4人以上10人以下の小型乗用自動車及びいわゆるライトバン等のバン型自動車で、その用途が貨物用とされたもので、自動車登録番号標の種別番号が「4、40から49及び400から499まで」のもので、小型かどうかは、自動車検査証に記載されています。

ただし、前記アと同様に屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根が取り外せたり、開け閉めできる自動車は使用できません。。

ウ 四輪駆動式の自動車で車輻重量2トン以下のもの

これに該当するものは、いわゆるジープといわれている自動車で、上面、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しのものは使用できません。ただし、バン型にしたものや幌付きのものは使用できます。

※ 以上の自動車が選挙運動に使用できますが、これらの自動車も走行中に窓以外の部分を開いて、たとえばジープの幌を取り外したり、ライトバンの後の物品積降口を開け放って使用することは許されません。

(3) 自動車のポスター、看板等

自動車（船舶）にはポスター、立札、看板及びちょうちんの類を使用できます。その規格はポスター、立札及び看板の類にあつては、縦273cm×横73cm、以内で個数には制限がありません。また、ちょうちんの類にあつては、高さ85cm×直径45cm以内1個に限りますが、自動車に看板等を取り付けたり、スピーカーを取り付けるときは、道路交通法第56条の規定により設備外積載について、あらかじめ所轄の高山警察署長の許可を要することになっています。

(4) 拡声機

選挙運動のために使うことのできる拡声器の数は、1揃いだけです。

この拡声器には、立候補の際、交付を受けた表示板を掲示しなければなりません。

- ・この表示板の交付数量は、1個です。（法141）
- ・この表示板は、選挙運動のために使用する拡声機の送話口の下部の外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければなりません。（執規6）

このほか、個人演説会（街頭演説以外の演説も含む。）の開催中、その会場において別に1揃いを使用することができます。（法141第1項のただし書）この場合は表示板を付ける必要はありません。

なお、拡声機1揃いとは、通常は、マイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置をいうものであり、マイク・スピーカー・増幅装置が一体となった携帯用の拡声器は1台で1揃いとなります。広い会場内において、1個のマイクに数個のスピーカーが設備されており、通常使用することが認められているような場合には、マイクが1個である限り、拡声機1揃いと解されています。

3 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見発表、選挙人への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会です。個人演説会を開催することのできる施設は、公営施設（学校、公民館、地方公共団体の管理に属する公会堂及び選挙管理委員会の指定する施設）と公営施設以外の施設（個人の居宅、神社、寺院等）です。なお、公営施設のうち、選挙管理委員会の指定する施設としては高山市高根福祉センター及び荘川体育館を指定しています。（法161、執規15）

個人演説会を開催するときは、概ね次のような制限がありますし、公営施設以外の施設を使用するときは法第166条の規定による制限（公共建物等における演説等の禁止）がありますから、注意してください。

（1）公営施設を利用する個人演説会の開催申出等の方法（法163、法270）

ア 申出者

候補者に限ります。

イ 申出期限

開催しようとする日の2日前の午後5時まで

（例）4月18日（火）に開催しようとするときは、4月16日（日）の午後5時まで

ウ 申出先

選挙管理委員会

エ 申出方法

選挙管理委員会がお渡しする「個人演説会開催申出書」（様式14）の必要事項を記載して申し出てください。（法163・令112条1項）

2人以上の候補者が共同して個人演説会を開催しようとする場合は、各候補者の申出書ごとにその旨を附記してください。

オ 使用できる時間

個人演説会の施設を使用することのできる時間（準備から後片付けを含む。）は、1回について5時間以内です。（令112第3項）

カ 無料で使用できる回数

候補者1人につき、同一施設ごとに1回を限り無料で使用できますが、2回目からは所定の料金を納付しなければなりません。（法164）

キ 同一施設への開催申出

同一施設について、同時に2回以上の個人演説会の開催申出をすることができません。また同一施設について既に申し出た使用の日を経過しないうちに新たな申出をすることもできません。（令112第2項）

同一の施設を同一日時に使用したい旨の申出者が2人以上あったときは、申出書の到着が後である者、到着が同時であるときは、すでにその施設を使用した回数が多い者、その回数が同じであるときは、選挙管理委員会がくじで定めた者は、開催できません。（令113）

開催の申出があったときは、その旨を当該施設の管理者に通知しますが、管理者においては、授業、業務、諸行事等を勘案のうえ施設使用の可否を決定し、直ちに候補者等に直接通知します。（令117、執規10）

ク 申出の撤回

開催の申出をした候補者がその申出を撤回しようとする場合は、個人演説会撤回申出書(様式15)を選挙管理委員会へ提出してください。この場合、この申出が個人演説会開催日前2日の5時までであったときは、納付した納付金は、候補者に返還されます。（令120、執規11）

(2) 公営施設以外の施設を利用する場合

公営施設以外の施設、例えば個人の居宅、神社、寺院あるいは劇場等を利用する場合は、候補者とその施設の管理者との間で使用について契約を結んで開催すればよく、選挙管理委員会に申出をする必要はありません。

(3) 個人演説会の制限

ア 開催できる者

候補者に限られます。(法 161、161 の 2) 候補者以外の第三者が候補者のために行う合同演説会(例えば新聞社等が主催して行う演説会等)は、禁止されています。

(法 164 の 3)

イ 開催回数

制限はありません。

ウ 機器の使用

個人演説会には、録音盤やテープレコーダー、スライド等の映写機を使用して演説をすることも差し支えありません。(法 164 の 4・法 143 第 1 項第 4 号の 2)

エ 公共的施設における制限

公営施設以外の次の公共的施設においては、個人演説会は開催できませんので、ご注意ください。(法 166)

- ・公営住宅を除き、国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物
- ・自動車、電車、乗合自動車、船舶(法第 141 条の規定により表示を掲げて使用するものを除く。)及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設

(4) 個人演説会に使用できる文書図画

【演説会場の外部】

ポスター、立札、看板の類を通じ 2 個以内(規格 縦 273cm×横 73cm 以内)、ちょうちんの類 1 個(規格 高さ 85cm×直径 45cm 以内)

これ以外の文書図画は使用できません。なお、これらの文書図画には掲示責任者の氏名、住所を記載すること。ちょうちんの類については、会場の内外を通じて 1 個に限られるので、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できません。

【演説会場の内部】

会場内においては、ポスター、立札、看板の類の規格及び数の制限はなく、文書図

画を掲示することは自由です。また、選挙運動用のビラを頒布することができます。

なお、掲示する文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名、住所の記載が必要です。また、往来等外部から見えるような形態で掲示することはできません。

4 街頭演説

(1) 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（公園・空地等）で不特定多数の人に向かって行う選挙運動のための演説のことで、走行中や走行する車上からの演説は禁止されます。（法 141 の 3、法 164 の 5）演説中は、必ず立候補届出の際交付された街頭演説用標旗を掲示しなければなりません。（法 164 の 5）

・この標旗の交付数量は、1 個です。（法 164 の 5）

・街頭演説を行うためには、必ずこの標旗をその演説中掲げておかなければなりません。（法 164 の 5）

(2) 屋内から街頭へ向かって行う演説も街頭演説に含まれますから、標旗の掲示を必要とします。1 人の弁士が 2 人以上の候補者の応援演説をしようとするときは、それぞれの標旗を必要とします。

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者、運転者 1 人を除き、15 人に限られ、これらの者は立候補届出の際に交付された選挙運動員用腕章又は乗車（船）用腕章を着用していなければなりません。（法 164 の 7）

選挙運動員用腕章の交付数量は 11 枚、乗車（船）用腕章の交付数量は 4 枚です。この場合、乗車（船）用腕章は、選挙運動員用腕章として使用することができます。（法 141 の 2、164 の 7）

(3) 街頭演説は、午後 8 時から翌日午前 8 時までの間はできません。（法 164 の 6 第 1 項）

(4) 街頭演説においては、演説のほかに選挙運動のための連呼行為をすることもできます。（法 140 の 2）

(5) 街頭演説は、公営住宅を除き、①国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物、②自動車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内、③病院、診療所その他の療養施設ではできませんし（法 166）、また、学校、病院、診療所等の周辺では、静穏を保持するよう努めなければなりません。（法 164 の 6 第 2 項）

ただし、①に掲げる建物が公営施設個人演説会会場である場合、そこで個人演説会を

開催することは差し支えありません。

(6) 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。(法 164 の 6 第 3 項)

(7) 街頭演説の場所においては、選挙管理委員会へ届け出たビラ及び選挙運動用自動車(船舶)に取り付けられている文書図画以外のものは、一切掲示も頒布もできませんからご注意ください。

5 連呼行為

何人も選挙運動のために連呼行為(短時間に一定の文句を連続反覆して呼びかけることをいう。)をすることはできませんが、例外として個人演説会場又は街頭演説(演説を含む。)の場所で行う場合に限り許されています。また、午前 8 時から午後 8 時までの間に限り選挙運動用自動車又は船舶の上において行うことも許されます。(法 140 の 2 第 1 項)

なお、連呼行為は次の場所においては、することができませんので注意してください。

ア 公営住宅を除く国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物(法 166)

イ 汽車、電車、乗合自動車、船舶(法第 141 条の規定により表示を掲げて使用するものを除く。)及び停車場、その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設(法 166)また、連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければなりません。(法 140 の 2 第 2 項)

6 文書図画の頒布

(1) 選挙運動のために頒布する文書図画は、候補者 1 人について、

高山市議会議員選挙においては、2,000 枚の選挙運動用通常葉書(選挙用である旨の表示をしてあるもの。)及び 4,000 枚の選挙運動用のビラ以外は、一切使用することができません。(法 142)

この場合、候補者用通常葉書使用証明書(様式 27)(交付枚数 1 枚)及び証紙(交付制限枚数 4,000 枚)が必要です。

(2) 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又はプラカード、看板等の類を多数の者に回覧することは、文書図画の頒布とみなされ禁止されています。(法 142 第 12 項)

(3) 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類をその自動車（船舶）に取り付けたままで回覧することは許されています。

また、候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類を着用したままで回覧することも差し支えありません。（法 142 第 12 項）

(4) 選挙運動用通常葉書の使用法

ア 選挙運動用通常葉書は、郵便局が交付する葉書、私製葉書のいずれでも差し支えありません。

イ 郵便局が交付する葉書の場合

選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を高山郵便局に提示して交付を受けることができます。交付を受けられる期間は、遅くとも4月22日までには、葉書が選挙人に配達されるよう、余裕をみて交付を受けてください。

ウ 私製葉書の場合

選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書に私製葉書（切手を貼付しないこと）を添えて高山郵便局で選挙郵便物の表示を受けてください。表示を受けることのできる期間は、前述の葉書の交付を受けることができる期間と同様です。

なお、私製葉書については、次の点に注意してください。

規格 長辺 14cm～15.4cm×短辺横 9cm～10.7cm の長方形

重量 2g～6g

地色 白色又は淡い色のもの

エ 差出し方法

選挙運動用通常葉書は、選挙運動の期間中（投票日の前日まで）に配達されるように、200枚ごとに選挙運動用通常葉書差出票（立候補の際に交付される）1枚を添えて、配達事務を行う郵便局の窓口で差し出さなければなりません。（公職選挙郵便規則第8条）

ポストに投函したり、運動員などにより直接選挙人に頒布することはできません。また、投票当日に到着するように差し出すこともできませんので注意してください。

オ 書き損じ等

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ又は毀損したものについては、その枚数に限り手持ちの通常葉書を使用できますが、この場合でも先に交付又は表示を受け

た郵便局で選挙用である旨の表示を受けることが必要です。書き損じ等の葉書は上記の表示を受けると同時に提出して選挙運動期間中郵便局において保管されることになっています。（公職選挙郵便規則第6条）

なお、いったん差し出した葉書は、宛先を誤って記載した等の理由で返戻された場合は、宛先を訂正して再差出（枚数には再計上する。）はできますが、代りの葉書を用いることはできませんので注意してください。

カ 記載内容

選挙運動用通常葉書の記載内容については、特に制限ありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合（名誉毀損罪「刑法第230条」、買収及び利害誘導罪「法第221条、第222条」、選挙の自由妨害罪「法第225条」、選挙犯罪のせん動罪「法第234条」、虚偽事項の公表罪「法第235条」は、それぞれの法律の犯罪対象となります。

同一世帯内の数人の有権者に対して、連名で出すこともできますが、たとえば「〇〇会社御中」というように多数の選挙人に回覧等の特別の方法をとらないと周知できないような出し方は、回覧の禁止にふれることとなります。また、選挙運動用通常葉書の制限内において使用するものに限り、自筆であると否とを問わず第三者に依頼して推薦状の型式で出しても差し支えありません。2人以上の候補者が連名で使用するときは、各候補者についてそれぞれ1枚として計算されます。

（5）選挙運動用のビラ

ア 選挙管理委員会へ届け出たもので、候補者1人につき、2種類、29.7cm×21cm（A4判）以内。届け出た際に交付される証紙（交付上限枚数は4,000枚）を貼らなければなりません。

イ ビラとは、宣伝のために不特定多数の人に頒布する1枚刷り程度のものをいい、リーフレットやチラシも含まれます。記載内容については、特段の制限はありません。表面には、頒布責任者と印刷者の氏名・住所（法人の場合は、名称・所在地）を記載しなければなりません。（法142第9項）

ウ ビラの頒布方法は、候補者の選挙事務所内、個人演説会場内、街頭演説の場所における頒布と、新聞折込みによる頒布に限られます。

7 文書図画の掲示

選挙運動のために掲示する文書図画は、次に掲げるもののほかは使用することはできません。（法143第1項）

※ 選挙運動のため、アドバルーン、ネオン・サイン、電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、禁止されています。（法143第2項）

(1) 選挙事務所表示用ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 数量等

ポスター、立札、看板の類は、通じて3個以内。ほかにちょうちんの類は、1個に限られる。

ポスター、立札、看板の類の規格は、縦350cm×横100cm以内、ちょうちんの類は高さ85cm×直径45cm以内です。

イ 内容

選挙事務所を表示する内容を記載することになっています。付随的に政見等の記載もさしつかえないことになっていますが、政見等を主とするもの、あるいは単に政見等だけを記載したものは掲示できません。

ウ 掲示場所

選挙事務所の場所で使用する以外は掲示できません。したがって、事務所以外の建物等に事務所への案内標識や横断幕等を掲示することはできません。

エ その他

選挙事務所を廃止したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は直ちに撤去しなければいけません。（法143の2）

(2) 個人演説会用ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 演説会場の外部

① 数量

ポスター、立札、看板の類（縦273cm×横73cm以内）は、会場ごとに通じて2個。ちょうちんの類（高さ85cm×直径45cm以内）は1個。

なお、ちょうちんの類は会場の内外を通じて1個ですから会場外に掲示した場合、会場内は掲示できません。

② 内容

特に制限はありませんが、掲示責任者の氏名・住所は必ず記載してください。

③ 掲示

演説会の開催中に会場の入口、建物の外側、外廻りの塀等会場の外部に掲示できます。なお、これらの文書図画は、演説会が終了したときは直ちに撤去しなければなりません。(法 143 の 2)

イ 演説会場の内部

会場内においては、文書図画を掲示することは自由です。また、前述しました選挙管理委員会へ届け出た選挙運動用のビラを頒布することもできます。

なお、個人演説会場の外の場合と同じく掲示責任者の氏名及び住所を必ず記載してください。

(3) 自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 数量

ちょうちんの類(高さ 85cm×直径 45cm 以内)は 1 個に限られますが、ポスター、立札、看板の類(縦 273cm×横 73cm 以内)は数の制限はありません。

イ 内容

制限はありません。

ウ 掲示場所

選挙管理委員会から交付を受けた選挙運動用自動車(船舶)の表示をつけた自動車(船舶)に限ります。

エ その他

これらのポスター、看板等を選挙運動用の表示をつけた自動車(船舶)に取り付けたまま回覧させることは差し支えありません(法 142 第 12 項)が、その自動車(船舶)を選挙運動のために使用しなくなったときは、直ちに撤去しなければなりません。(法 143 の 2)

(4) 候補者の使用するたすき、胸章等

候補者の使用するたすき、胸章の類には数量等の制限はありませんが、通常の大きさを超えるときは氣勢を張る行為(法 140)に該当するおそれがあります。

また、表示内容にも特別の制限はなく、候補者が着用したまま回覧することも差し支えありませんが、使用者は候補者に限られます。

(5) 選挙運動用ポスター

ア 規格

長さ 42cm・幅 30cm 以内

イ 内容

ポスターの記載内容、紙質、色彩について制限はありませんが、虚偽事項、利害誘導事項の記載については、罰則が設けられていますので注意してください。掲示責任者・印刷者の住所・氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を必ず記載すること。

ウ 掲示場所

ポスター掲示場所

投票区ごとに2～9箇所（合計401箇所）のポスター掲示場が設置されます。

各地域のポスター掲示場数は次のとおりです。詳しい場所は、事前審査時に位置図をお渡しします。不明な点は、お問い合わせください。

| 地域 | 設置区域 | 設置箇所数 |
|-----|---------|-------|
| 高山 | 合併前の高山市 | 174 |
| 丹生川 | 〃 丹生川村 | 33 |
| 清見 | 〃 清見村 | 27 |
| 荘川 | 〃 荘川村 | 20 |
| 一之宮 | 〃 宮村 | 12 |
| 久々野 | 〃 久々野町 | 29 |
| 朝日 | 〃 朝日村 | 25 |
| 高根 | 〃 高根村 | 14 |
| 国府 | 〃 国府町 | 38 |
| 上宝 | 〃 上宝村 | 29 |
| 計 | | 401 |

このポスター掲示場にのみ選挙運動用ポスター1枚を掲示することができます。

① 掲示することができる者

候補者

② 掲示できる期間

立候補届出後から4月22日まで（4月23日は掲示しておくことができる。）

③ 掲示できる区画

立候補の届出番号と同一の番号が表示されている区画内に1枚を掲示することができる。区画を間違えて掲示したり、2枚以上のポスターを掲示した場合は、撤去していただきます。

ポスターには、証紙の貼付又は検印の必要はありません。

8 インターネット等の利用

(1) ウェブサイト等を利用する方法(法142の3)

誰もがウェブサイト等（動画サイト、ツイッター、フェイスブック等SNSを含む）を利用して（電子メールは含まれない。）、文書図画を頒布することができます。また、投票日の前日までにウェブサイト等を利用し頒布された文書図画は投票日当日も受信者が通信機器の画像面に表示可能な状態にしておくことができます。

なお、ウェブサイトを利用し文書図画を頒布する者は、その者に連絡する際必要となる電子メールアドレス等が正しく表示されるようにしなければなりません。

このウェブサイト等を利用して頒布された文書図画を印刷して頒布することは法定外文書として法142条に違反となります。

(2) 電子メールを利用する方法(法142の4)

選挙運動用の電子メールは候補者と確認団体に限られており、一般の有権者は禁止されています。例えば、候補者等から送信を受けた電子メールを、友人等に転送することはできません。

電子メールの送信先は次の者に対し、かつ、受信者が通知した電子メールアドレスに送信することができます(法142の4第2号)

- ① 電子メールの送信を求める旨や送信に同意する旨を、あらかじめ送信者に通知している者
 - ② 政治活動用の電子メールを継続的に受信しており、送信者から選挙運動用の電子メールを送信する旨の通知を受けた際、当該通知に対して送信拒否をしなかった者
- 電子メールを送信する者は、次の場合、それぞれに定める事実を証明する記録を保存

しなければなりません。

① 前述①の者に送信する場合

- ・受信者がメールアドレスを送信者に対し、自ら通知したこと。
- ・選挙運動用の電子メールの送信の要求や送信への同意があったこと。

② 前述②の者に送信する場合

- ・受信者がメールアドレスを送信者に対し、自ら通知したこと。
- ・当該メールアドレスに継続的に政治活動用電子メールを送信していること。
- ・選挙運動用の電子メールを送信する旨の通知をしたこと。

送信者は、送信する際に次の事項を正しく表示しなければなりません。

- ① 選挙運動用の電子メールである旨
- ② 電子メール送信者の氏名・名称
- ③ 送信拒否の通知を行うことができる旨
- ④ 送信拒否の通知を行う際に必要となるメールアドレスその他の連絡先

9 新聞広告

(1) 候補者は、選挙運動の期間中、その選択する新聞紙に2回に限り有料で一定の規格内（横9.6cm、縦2段組以内で記事下に限られ、色刷りは認められません。）の広告を掲載することができます。（法149、規則19）

(2) 広告の記載内容は自由であって、候補者の写真、政見、経歴、第三者の推薦文等を入れることも差し支えありません。

(3) 申込方法は、立候補届出の際に交付された新聞広告掲載証明書（数量2枚で1回につき1枚）に掲載原稿を添えて、掲載しようとする新聞社等に提出して行いますが、投票当日に発行される新聞に広告することはできませんので注意してください。

広告の内容及び新聞紙の選択は自由ですが、一の広告を2人以上の候補者が共同使用（この場合でも前述の一定規格内に限ります。）することは、候補者ごとにそれぞれ1回として計算されます。

(4) 販売を業とする者が、広告の掲載された新聞を通常の方法で頒布し、又はその新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所及びその他の事務所）及び販売店の店頭等で掲示することが常例となっている場所に限り掲示

することができますが、候補者、運動員等が大量に買い入れて頒布したり、掲示することは許されません。

10 選挙公報

(1) 選挙公報の発行

候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行します。

(2) 手続

ア 申請

4月16日午前8時30分から午後5時までの間に、選挙公報掲載申請書（別記様式第1号）に選挙管理委員会が交付する高山市選挙公報掲載文原稿用紙（別記様式第2号の2）、候補者の写真を添えて、選挙管理委員会に提出してください。

イ 形態

高山市選挙公報掲載文原稿用紙には、写真掲載欄、氏名等の欄及び経歴、政見等の欄があります。写真掲載欄には白黒の写真（縦3cm横3cm縁なしを使用）が掲載でき、氏名等の欄には、氏名（ふりがな）、所属政党、年齢を記載しなければなりません。

経歴、政見等の欄には、経歴や政見、それらに関するイラストレーションや図表等も掲載できます。（大きさに定めがあります。）

この選挙公報は、掲載文を原文のまま写真製版により黒色で印刷するため、写真を除き、掲載文は色の濃淡がないものにしてください。

ウ 掲載順序のくじ

一の用紙に2人以上の候補者から掲載の申請があった場合は、その掲載の順序をくじで決めます。（この場合、候補者又はその代理人は立ち会うことができます。）

4月16日午後5時10分から、市役所地下大会議室でくじを行います。

※ その他選挙公報掲載申請書、選挙公報掲載文原稿等の記載に当たっては、別に配付します「選挙公報掲載申請についての注意事項」をよくご覧のうえ、誤りのないようにしてください。

1 1 その他選挙運動に関する事項

(1) 選挙運動の意義

選挙運動の意義については、法律上明確な規定はありませんが、従来の判例、学説等から「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として得票を得、若しくは得させるために直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」とされています。

これを具体的に申しますと、

ア 選挙が特定していること

選挙期日が告示された場合においては勿論、選挙期日が確定していなくても社会通念上それがどの選挙を目的としているか認められれば、選挙が特定しているということが出来ます。

イ 特定の人々の当選を目的としていること

特定の人々がその選挙に当選し、又は特定の人々をその選挙に当選させ、あるいは特定の人々の当選を得るために他の人々の当選を得させまいとする等の目的があることです。

ウ 選挙人に対して働きかける行為のあること

選挙人に対して直接であると間接であるとを問わず、働きかける行為のあることです。

(2) 選挙運動に関する各種制限

ア 選挙運動のできる期間

選挙運動は、選挙期日の告示があり立候補の届出をしたときから、選挙期日の前日までの間でなければすることはできません。

立候補の届出前に選挙運動をすることは、事前運動として禁止されています。(法129)

なお、投票日当日の運動については次の例外があります。

【選挙当日の例外】

- ① 投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限り、選挙の当日においても選挙事務所を設置することができます。(法132)
- ② ①の選挙事務所を表示するためのポスター、立札、ちょうちん、看板の類を掲示することができます。(法143第5項)
- ③ ポスター掲示場に掲示されたポスターは、選挙の当日においても掲示しておくこ

とができます。(法 143 第 6 項)

イ 選挙運動の時間による制限

- ① 午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間は、街頭演説を行うことができません。(法 164 の 6 第 1 項)
- ② 午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間は、車上の連呼行為ができません。(法 140 の 2 第 1 項)
- ③ 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。(法 164 の 6 第 3 項)
- ④ 「公営施設」使用の個人演説会の 1 回について使用できる時間は、5 時間を超えることはできません。(令 112 第 3 項)

ウ 選挙運動のできる者の制限

選挙の公正を確保し、又は選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすおそれがないようにするなどのため、次の人たちについては選挙運動が制限されています。

① 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で選挙運動をすることができません。(法 135 第 1 項)

② 特定公務員

次の公務員は、在職中選挙運動をすることができません。(法 136)

- a 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員
- b 裁判官
- c 検察官
- d 会計検査官
- e 公安委員会の委員
- f 警察官
- g 収税官吏及び徴税の吏員

このほかの公務員についても、それぞれの関係の法律によって選挙運動が制限されています。

- h 国家公務員

一般職に属する国家公務員（教育公務員を含む。）は国家公務員法の適用によって選挙運動が制限されています。（国家公務員法 102）

i 地方公務員

一般職に属する地方公務員（地方公営企業に従事する職員のうち管理、監督の地位にある者等以外の者を除く。）は、地方公務員法の適用によってその職員の属する地方公共団体の区域内では、選挙運動が制限されています。（地方公務員法 36）

j 地方教育公務員

地方公務員特例法の適用によって選挙運動が制限されています。

（教育公務員特例法 21 の 4）

③ 公務員等の地位利用

a 次に掲げる公務員や、公社、公団等の役職員の地位にある者が、その地位に伴う影響力を利用（例えば、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許可、認可の職務権限を利用する等）して選挙運動を行うことは禁止されています。（法 136 の 2）

(1)

| | | |
|-------|---|----------------------|
| 国家公務員 | } | 一般職、特別職、常勤、非常勤を問わない。 |
| 地方公務員 | | |

(2) 特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員

b 前記の公務員等である者が、候補者若しくは候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）（以下ここでは「候補者等」という。）を推薦したり、支持したり、若しくは反対する目的とする次のような行為又は候補者等である前記公務員等が候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもってする次のような行為は、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされて禁止されています。

(1) その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

(2) その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催、その他の選挙運動

の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

(3) その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

(4) その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

(5) 候補者等を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申出又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、その申出又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

④ 教育者の地位利用

教育者とは、学校教育法に規定する学校の長及び教員をいい、国立、公立、私立の別は問いません。従って、国立、公立学校勤務の教職員は公務員として一般的な選挙運動が禁止され、さらに教育上の地位利用による選挙運動が禁止されます。私立学校の教員については一般の選挙運動を行うことは自由ですが、学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは、その影響するところが大きく、不当な影響を及ぼすこともあるので、教育上の地位利用による選挙運動が禁止されます。

教育上の地位利用とは、教育者が学校で占める地位を利用して直接保護者等に働きかける場合はもちろん、生徒等を介して働きかける場合も含まれます。(法 137)

⑤ 不在者投票管理者の地位利用

令第 55 条に規定する病院長等の不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。(法 135 第 2 項)

「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味です。

⑥ 年齢満 18 年未満の者

年齢満 18 年未満の者は、選挙運動をすることができません。また、年齢満 18 年未満の者を使用して選挙運動をさせることもできません。

ただし、年齢満18年未満の者を労務にのみ使用することは差し支えありません。

(法137の2)

⑦ 選挙権、被選挙権を有しない者

選挙犯罪等により刑を処せられ、選挙権及び被選挙権を有しなくなった者は、その有しない期間、選挙運動をすることができません。(法137の3)

エ 選挙運動員の数の制限

① 街頭演説の場合の制限

街頭演説の場所において選挙運動に従事することができる者の数は、候補者1人について15人を超えることはできません。

この15人の範囲には、選挙運動用自動車の運転手の助手及び労務者も含まれますが、候補者及び自動車の運転手1人(船舶にあっては運航に必要な船員)は含まれません。

街頭演説の場所において選挙運動に従事する者は、選挙運動用腕章又は乗車(船用腕章を着用しなければなりません。(法164の7)

② 自動車等の乗車制限

選挙運動用自動車(船舶)に乗車(乗船)できる者は、候補者と運転手1人(船舶は運航に必要な船員)を除き、自動車1台又は船舶1隻につき4人を超えることができません。選挙運動用自動車(船舶)に乗車(乗船)する者は乗車(船)用腕章を着用しなければなりません。(法141の2)

オ 選挙運動の場所の制限

① 選挙運動用ポスターの掲示が禁止される場所

選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外の場所には選挙運動用ポスターを掲示することきはできません。(法143第4項)

② 演説(街頭演説を含む。)、連呼行為の禁止される場所

a 公営施設を使用して行う個人演説会を除き、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)(法166)

b 汽車、電車、乗合自動車、船舶(法第141条の規定により表示を掲げて選挙運動に使用するものを除く。)及び停車場その他鉄道地内(法166)

c 病院、診療所その他療養施設(法166)

カ その他の選挙運動の制限

① 戸別訪問

特定の選挙について投票を得、若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって連続して2以上の選挙人の居宅、又はこれに準ずる場所を訪問する行為は禁止されています。単に1戸を訪問した場合であっても、連続して個別に訪問する意思でなしたものであれば、戸別訪問となります。

訪問先は住所、居所に限らず、事務所、勤務先をも含み、相手方が住宅又は応接したか否かは問いません。いずれの場合も戸別訪問となります。

その他、戸別に演説会の開催の告知、候補者の氏名を言い歩く行為は戸別訪問とみなし、禁止行為とされています。(法138)

② 署名運動

選挙に関し、投票を得、若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません。候補者、運動員、第三者いずれの場合でも違反となります。(法138の2)

③ 飲食物の提供

何人もいかなる名目であるかを問わず、通常用いられる程度の茶菓子の提供を除き、選挙運動に関して飲食物を提供することを禁止されています。

ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙運動の期間中315食(1日15人分(45食))に選挙期日の告示のあった日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数の範囲内で、かつ、1食当たりの額(1,000円)と一日当たりの額(3,000円)の範囲内で選挙事務所にて食べるか、あるいは携行するために選挙事務所において提供する弁当は差し支えありません。(法139)

④ 選挙運動放送

街頭放送などの広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他有線電気通信設備等、放送することを目的として作られた一切の設備を利用して、選挙運動のための放送を行うことも、行わせることもできません。(法151の5)

⑤ 氣勢を張る行為

自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって選挙運動のために氣勢を張

る行為をすることはできません。この規定の趣旨は、選挙の静穏を害し、選挙人が心理的な威圧を受け、冷静な判断を失うことのないよう考慮されたものです。（法140）

⑥ 他の演説会の禁止

選挙運動のためにする演説会は、公職選挙法の規定により行う個人演説会のほかは、名義のいかんを問わず開催することができません。（法164の3第1項）

⑦ 人気投票の公表の禁止

選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。（法138の3）

⑧ 文書図画の頒布又は掲示について禁止を免れる行為の制限

a 選挙運動としての文書図画の頒布又は掲示は、前述の選挙運動用通常葉書及びビラの頒布又はポスター掲示場、選挙事務所、個人演説会場、自動車又は船舶にそれぞれ掲示を許された範囲のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類以外のものは禁止されています。

また、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、これらの禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは、反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができません。（法146第1項）

b 選挙運動の期間中に候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者、若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該候補者の選挙区内に頒布したり、掲示する行為も前記aと同様に禁止を免れる行為とみなして禁止されています。（法146第2項）

キ 刑事犯罪に該当する行為

公職選挙法第16章（罰則）に規定されている選挙犯罪、すなわち「買収罪」、「おとり罪」、「選挙の自由妨害罪」、「虚偽事項公表罪」、「氏名等虚偽表示罪」、「詐欺投票罪」等選挙の自由公正を害する行為は、当然禁止されます。

第5 各種証明書等の返還

候補者を辞したとき、選挙が終了したときなど必要がなくなったときは、選挙運動用各種証明書類を選挙管理委員会に返さなければなりません。

第6 選挙期日後の行為

1 請負等をやめない場合の当選人の失格

せっかく当選したのに、わずかの不注意から、当選しても失格する場合がありますから注意してください。すなわち、当選人で、当該市に対し請負関係にある者は、速やかにその請負をやめ、かつ、当選の告知を受けた日から5日以内に選挙管理委員会に、その請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選を失うこととなります。（法104）

2 選挙期日後のあいさつ行為の制限

何人も選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつをする目的でもって次の行為をすることはできません。（法178）

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選についての祝辞、見舞などの答礼のためにする信書を除くほか、文書図画を頒布し又は掲示すること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のための当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

※ インターネットを利用した選挙期日後のあいさつ行為は可能となりました。（法178の2）

3 供託物の返還

当選した場合はもちろん、落選した場合にも、一定数の得票（供託物の没収点）を得た場合には、供託物は返還されますが、得票数がこの没収点に達しないと、供託物は没収さ

れます。

高山市議会議員選挙

$$\text{供託物の没収点} = \text{有効投票の総数} / \text{選挙区の議員定数 (24人)} \times \frac{1}{10}$$

第7 選挙運動費用

1 選挙運動費用の制限と範囲

(1) 選挙運動費用の範囲 (法 179・法 197)

選挙運動に関する収入、寄附、支出の意義は、社会一般に使用される場合より広いものであることに注意してください。

ア 収入

金銭、物品、その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

イ 寄附

金銭、物品、その他の財産上の利益の收受又はその收受の約束で、党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

ウ 支出

金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。ただし、次の支出は選挙運動に関する支出ではないとみなされています。

- ・立候補の準備のために要した支出で候補者又は出納責任者となった者がなした支出、又はその者と意思を通じてなした支出以外のもの
- ・立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ・候補者が乗車する自動車及び船舶等のために要した支出
- ・選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ・選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ・選挙運動に使用する自動車及び船舶を使用するために要した支出
- ・供託金

(2) 選挙運動費用の制限 (法 194)

選挙運動費用として支出することのできる額は、選挙管理委員会が告示した額の範囲内です。もし出納責任者がその額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され (法 247)、連座制により候補者の当選も無効となります。(法 251 の 2)

(3) 寄附に関する禁止事項

次に掲げる寄附は、原則として禁止されています。

ア 候補者等がする寄附行為 (法 199 の 2)

選挙に関する否とを問わず、いかなる名義をもってするかを問わず、また時期の如何を問わず選挙区内にある者に対してする寄附

イ 特定の利害関係を有する者の寄附

- ① 市と請負その他の特別の利益を伴う契約の当事者である者がその選挙に関してする寄附 (法 199 第 1 項)
- ② 会社その他の法人が融資 (試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。)を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資につき市から利子補給金の交付の決定 (利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けたときの当該融資に係る法人等 (銀行等が交付の決定の通知を受けた日から、交付の日から起算して 1 年を経過した日までの間) がその選挙に関してする寄附 (法 199 第 2 項)
- ③ 市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金 (試験研究、調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないものを除く。)の交付決定 (利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けた会社その他の法人 (交付の決定の通知を受けた日から、同日後 1 年を経過する日までの間) がする政治活動に関する寄附 (規正法 22 の 3 第 4 項)
- ④ 市から資本金、基本金等の出費、又は拠出を受けている会社その他の法人がする政治活動に関する寄附 (規正法 22 の 3 第 4 項)
- ⑤ 前記①から④までの者に対して寄附を勧誘し、又は要求すること。(法 200、規正法 22 の 3 第 5 項)

ウ 候補者等の関係する会社等の寄附 (法 199 の 3)

候補者等が役職員又は構成員である会社、その他の法人又は団体が、選挙区内の者

に対して候補者等の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法（選挙に関する否とを問わず、いかなる名義をもってするかを問わず、また、時期の如何を問わない。）でする寄附。（法 199 の 3）

エ 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附（法 199 の 4）

候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体が、当該選挙に関し、当該選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない）。ただし政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者等に対して寄附する場合は、禁止されていません。（法 199 の 4）

オ 後援団体に関する寄附（法 199 の 5）

次に掲げる事項は、令和 5 年 1 月 30 日（月）（任期満了の日前 90 日から）から令和 5 年 4 月 23 日（日）（選挙期日）までの間禁止されます。

- ① 候補者の後援団体が選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない。）
- ② 何人も、後援団体の総会、その他の集会、見学、旅行等において選挙区内の者に対して饗応接待又は金銭、記念品等を供与すること。
- ③ 候補者等が、その候補者等の後援団体に対してする寄附（資金管理団体に対する寄附を除く。）

なお、上記の期間以外の期間においても、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関しない寄附及び花輪、供花、香典、祝儀、その他これらに類するものとしてされる寄附は禁止されています。

カ 寄附に関する質的制限（政治活動及び選挙運動に係るもの）

- ① 3 事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社とする政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附は、当該欠損がうめられるまでの間禁止されます。（規正法 22 の 4）
- ② 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附を受けることはできません。（規正法 22 の 5）

キ 匿名の寄附（規正法 22 の 6）

何人も政治活動（選挙運動を含む。）に関し、他人の名義又は匿名の寄附をしたり、その寄附を受けることはできません。違反した場合には寄附された金品の所有権は国に帰属します。

ク 会社等の寄附の制限（規正法 21）

企業、労働組合等の団体（政治団体を除く。）が政党、政治資金団体以外の者に対して政治活動（選挙運動を含む。）に関して寄附をすることは禁止されています。従って、団体が陣中見舞として候補者に寄附をすることはできません。

ケ 前記のほか、寄附に関する量的制限として政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附は、年間を通じて次に掲げる額を超えることはできません。

① 寄附の総量制限（年間の総寄附限度額）（規正法 21 の 3）

| 寄附の相手 寄附者 | 政党・政治 資金団体 | 資金管理 団体 | その他の 政治団体 | 候補者等 | 適用除外 |
|------------------------|-----------------------|------------|--------------|------|-------------------|
| 政治団体 | 制限なし | 制限なし | | | ・特定寄附 ・遺贈による寄附 |
| 個人 | 2,000 万円 | 1,000 万円 | | | |
| 会社、労働組合、職員団体 その他の団体 | 団体の規模に応じた額（最高限度額は1億円） | × | × | × | |

② 寄附の個別制限（同一の者に対する年間の寄附限度額）（規正法 22）

| 寄附の相手 寄附者 | 政党・政治 資金団体 | 資金管理 団体 | その他の 政治団体 | 候補者等 | 適用除外 |
|------------------------|---------------|------------|--------------|--------|---------------------------|
| 政治団体 | 制限なし | 制限なし | 制限なし | 制限なし | ・資金管理団体の届出をした候補者等の同団体への寄附 |
| 個人 | 制限なし | 150 万円 | 150 万円 | 150 万円 | |
| 会社、労働組合、職員団体 その他の団体 | 制限なし | × | × | × | ・遺贈による寄附 |

コ 候補者等の政治活動に関する寄附の禁止（規正法 21 の 2）

政党以外のものが、候補者等の政治活動に関して金銭等による寄附をすることは、政治団体に対してする寄附を除いては、選挙運動に関してのみすることができます。

（4）実費弁償及び報酬の額（法 197 の 2・令 129）

選挙運動に従事する者に対する交通費、宿泊料、弁当料等の実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は次のとおりです。

この場合、労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務、例えば、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転、ポスター貼りなどで、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者をいいます。

この場合、実費弁償については、選挙運動に従事する者に対しては弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができませんし、また、選挙運動に従事する者に対しては食事料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができません。

なお、飲食物の提供の禁止の例外として認められる選挙運動に従事する者、及び選挙運動のために使用する労務者に対してする弁当の提供は、この弁当料の範囲内で、通じて 3 1 5 食（1 日 15 人分の計 45 食に選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た数）を超えない範囲内で行わなければなりません。

ただし、弁当を提供した場合は、選挙運動員及び選挙事務員等にあつては弁当料から、また、労務者にあつては報酬額からそれぞれ弁当の実費相当額を差し引かれます。（法 139、197 の 2 第 2 項・令 129）

ア 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給することができる報酬の額

| 区 分 | 報 酬 の 額 |
|-------------|---------------------|
| 基 本 日 額 | 10,000 円以内 |
| 超 過 勤 務 手 当 | 1 日につき上記基本日額の 5 割以内 |

イ 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費弁償の種類及びその額

| 区 分 | 実 費 弁 償 の 額 |
|----------------------|--------------------------------|
| 鉄 道 賃 | 鉄道旅行について、路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額 |
| 船 賃 | 水路旅行について、路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額 |
| 車 賃 | 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 |
| 宿 泊 料 (食事料2食分を含む) | 1夜につき12,000円 |
| 弁 当 料 | 1食につき1,000円・1日につき3,000円 |
| 茶 菓 料 | 1日につき500円 |

ウ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

| 区 分 | 実 費 弁 償 の 額 |
|----------------------|---------------------|
| 鉄道賃・船賃及び車賃 | 前記イの鉄道賃、船賃及び車賃に掲げる額 |
| 宿 泊 料 (食事料を含まない。) | 1夜につき10,000円 |

エ 選挙事務員等に支給する報酬の額

選挙運動に従事する者のうち次の者については、次の範囲内で報酬を支給することができます。（法197の2第2項、第5項・令129）

① 支給することができる者

事務員及び専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者(車上運動員等)及び手話通訳・要約筆記のために使用する者

② 支給することができる者の数

候補者1人について1日につき9人以内。ただし、使用できる期間を通じて、実

人員で45人を超える者を届け出ることにはできない。

③ 使用できる期間

立候補の届出の日（4月16日）から選挙期日の前日（4月22日）まで

④ 支払うことができる報酬の額

選挙事務員等1人について1日10,000円以内、車上運動員、手話通訳者又は要約筆記者1人について1日15,000円以内。ただし、使用する以前に届出をした者でなければ支払うことはできない。

⑤ 届出の方法

使用前に選挙運動事務員等届出書（様式23）で選挙管理委員会に届け出る。なお、引受時刻証明付の郵便で差し出すときは郵便局に託した時、その他の方法によるときはすべて届出が到達した時に効力が生ずる。

届出者の備考欄には、すでに届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出の場合においては、その旨を記載するものとし、例えば、「〇月〇日に届け出た何某と〇月〇日から交代」などと記載してください。

2 出納責任者の職務

(1) 出納責任者の選任及び届出

出納責任者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、その権限と責任において選挙運動費用の収支がなされるので、出納責任者の選任をしなければ選挙運動費用の収支はできません。（法184）

ア 候補者は、出納責任者1人を選任し、文書で出納責任者が支出しうる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。（法180）

出納責任者を選任し、又は出納責任者に異動があったときは、直ちに選挙管理委員会に文書で届け出なければなりません。（法180第3項、182）

郵送による届出の効力は、郵便局に引受時刻証明の取扱いで託した時から生ずることになっています。（法183の2）

イ 出納責任者は、候補者又は推薦届出者に限って選任することができます。候補者又は推薦届出者自身が出納責任者になっても差し支えありません。（法180）

ウ 出納責任者を選任したとき（自ら出納責任者になった場合を含む。）は、直ちに届

納責任者選任届（様式16）を選挙管理委員会に提出してください。なお、推薦届出者が届け出るときは、選任届のほか、候補者の出納責任者選任承諾証明書（様式17）、推薦届出者が数人ある場合は、推薦届出者の代表者証明書を添付してください。（法180）

なお、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者（候補者又は推薦届出者）が代って職務を行い、推薦届出者たる選任者に事故あるとき又は欠けたときは、候補者が代って職務を行うこととなります。

ただし、その場合には、異動の事由及び年月日を記して前記と同じように文書で届け出なければなりません。（法183）

エ 候補者は、文書で通知することにより、出納責任者を解任することができますし、出納責任者を選任した推薦届出者も、候補者の承諾を得て出納責任者を解任することができます。（法181）

オ 出納責任者は、候補者及び選任者に文書で通知することにより辞任することができます。（法181）

カ 出納責任者が辞任し又は解任された場合には、前任の出納責任者は、収支の計算をし、引継書を作成し、引継の旨及び年月日を記して後任者とともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類を引き継がなければなりません。（法190）

キ 出納責任者に異動があったときは、直ちに**ウ**の例により出納責任者異動届（様式18）を選挙管理委員会に提出してください。

なお、解任及び辞任による場合は、その事実を証する書面、推薦届出者が出納責任者を解任した場合は、候補者の承諾のあったことを証する書面を添付してください。（法182）

ク 出納責任者に代って職務を行う者は、出納責任者職務代行開始届（様式19）を、その職務を終了したときは、出納責任者職務代行終了届（様式20）を選挙管理委員会に提出してください。（法183）

ケ 出納責任者は、以上の届出がなされた後でなければ、候補者のために寄附を受け、又は支出することができませんので、注意してください。

なお、出納責任者の選任者は、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、協定書（様式21）に出納責任者とともに署名押印をして、保管しておいてくだ

さい。(法180)

(2) 出納責任者の職務権限

ア 会計帳簿の備付及び記載 (法185)

出納責任者は、会計帳簿(収入簿及び支出簿)(様式22)を備え、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません。(法185)

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいい、金銭の收受だけでなく、例えば自動車を無料で借りた場合など、時価に見積った借料相当額が収入になります。

① 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

② 寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については時価に見積った金額)及び年月日

なお、寄附の約束の場合は、約束の日現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無、及び年月日を備考欄に記載してください。

③ 選挙運動に関するすべての支出

④ 支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、額及び年月日

(この寄附及び支出には、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされたものを含む。)

支出簿は、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用に分けて記載してください。

なおこの帳簿は報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。(法191)

イ 選挙運動費用の支出権限 (法187)

立候補準備のために要する支出と電話等による選挙運動の支出を除き選挙運動に関する一切の支出は、出納責任者でなければすることができません。

しかし、出納責任者から文書により承諾を得たものは、この限りではありません。

なお、立候補準備のために要した支出は、選挙運動の費用とされ、制限額の適用を受けますから、出納責任者は就任後直ちに精算を行い、会計帳簿に記載しなければなりません。

ウ 明細書の提出及び領収書等の送付

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を

受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

候補者が立候補前に受けた寄附については、立候補の届出後直ちに、出納責任者に明細書を提出しなければなりません。（法186）

出納責任者又は候補者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書その他支出を証すべき書面を徴し、直ちに、出納責任者に送付しなければなりません。（法188）

（3）選挙運動に関する収入・支出の報告（法189）

ア 出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、次の期限及び区分により選挙管理委員会に提出しなければなりません。

- | | | |
|------------------------|---|--------------|
| ・選挙の期日の告示の日前までの分 | } | 選挙の期日から |
| ・選挙の期日の告示の日から選挙の期日までの分 | | 15日以内に |
| ・選挙の期日後の分 | | (5月8日(月)までに) |
- 併せて報告のこと。

- ・前記報告後の分……………收支のあった日から7日以内

イ この報告書には、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書、その他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。ただし、この書面を徴し難い理由があるときは、その旨並びに支出の金額、年月日、及び目的を記載した書面で代えることができることになっています。（法189）

付 録

立候補手続についてのご注意

1 立候補の意義

現行の公職選挙法は、立候補制度をとっていますので、法律の定める手続によって候補者としての届出又は推薦届出のあった者でないと、当選人となることができませんから、これらの手続をすることが必要です。

2 候補者の資格要件

(1) 被選挙権があること

被選挙権のない者は、候補者となることができません。(法 86 の 4)

被選挙権は日本国民で、年齢満 25 年以上(選挙の期日により算定する。)で欠格事項に該当しないことが要件となっています。(法 10、11、86 の 8、252、規正法 28)

欠 格 事 項

- 1 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 2 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 3 公職にある間に犯した刑法第 197 条(収賄、受託収賄及び事前収賄罪)、第 197 条の 2(第三者供賄罪)、第 197 条の 3(加重収賄及び事後収賄罪)又は第 197 条の 4(あっせん収賄罪)または公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行免除を受けた日から 10 年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 4 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 5 公職選挙法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者は、それぞれ罪の重さに応じて法第 252 条の定めるところにより選挙権、被選挙権を停止された期間
- 6 政治資金規正法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者は、それぞれの罪に応じて政治資金規正法第 28 条の規定により選挙権、被選挙権を停止された期間

(2) 連座に伴う立候補制限

公職選挙法第 251 条の 2 及び第 251 条の 3 の規定により、選挙において候補者と一定の関係にある者が買収罪等の罪を犯し、刑に処せられた場合、連座制が適用されない場合等を除き、5 年間、同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することはできません。

(3) 公務員の立候補制限

国又は地方公共団体の公務員は、在職中、一部の者を除き候補者となることができません。これに該当する者が立候補した場合には、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなされます。(法 89、90)

(4) 選挙事務関係者の立候補制限

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内で候補者となることができません。(法 88)

(5) 重複立候補の禁止

一の選挙において候補者となった者は、同時に、他の選挙において候補者となることができません。(法 87)

3 立候補の手続

(1) 立候補の届出

立候補の届出に要する書面は、次のとおりです。記載上の注意を参照して間違いなく完全な書類を作成してください。(法 86 の 4・令 89)

各書類に押印は不要ですが、書類を訂正する場合は、原則届出(作成)名義人本人の押印により訂正をお願いします。やむを得ず代理人の署名又は押印により訂正する場合は、委任状が必要です。

なお、届出者が代理人である場合は、代理人の本人確認書類を必ずお持ちください。

ア 候補者届(本人届出又は推薦届出)

推薦届出の場合は、以下のイ、ウ、エ及びオのほかに「候補者推薦届出承諾書」及び推薦届出者の「選挙人名簿登録証明書」が必要です。

イ 供託証明書(供託したことを証明する書面)

供託書を 30 万円の現金又はこれに相当する額面の国債証券とともに次の供託所(法務局)へ提出し、正本にその旨の証明を受けたもの(供託証明書)をアの候補者

届に添付してください。(法92)

(供託所) 所在地 高山市昭和町2丁目220番地 高山合同庁舎3階
名称 岐阜地方法務局 高山市局

供託は、本人届出の場合は候補者となろうとする者の名義で、推薦届出の場合は推薦届出者の名義で供託する必要がありますので、ご注意ください。

供託証明書には、当該候補者の戸籍名が、「供託者の住所氏名」欄(本人届出の場合)又は「供託の原因たる事実」欄(推薦届出の場合)に記載されている必要があります。(令89)

ウ 宣誓書(候補者となることができない者でない旨の宣誓書) (法86の4第4項)

被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び高山市議会議員選挙において候補者になることができない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠な書類です。

エ 所属党派証明書(所属党派があるとき) (法86の4第4項)

無所属の方は必要ありませんが、その場合、アの候補者届の党派欄には「無所属」と記載しなければなりません。

オ 戸籍の謄本又は抄本(3か月以内のもの)

カ 通称認定申請書

本名(戸籍名)に代えて通称を使用したい場合に限り、立候補届出と同時に申請します。

(2) 立候補の届出の期間と届出先

立候補の届出は、選挙の期日の告示があった日(4月16日)に、選挙長に届け出る(郵送禁止)こととなっています(法86の4)。なお、届出の受理は、選挙の期日の告示があった日の午前8時30分から午後5時まで到着順に行いますが、午前8時30分までに到着した者が2人以上あるときは、くじにより定めます。

また、前記の告示日に届出のあった候補者が定数を超える場合において、その日後に1人でも死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、補充立候補といって、さらに4月20日午後5時までに立候補の届出をすることができます。

なお、選挙運動用自動車・拡声機の表示板、街頭演説用標旗、選挙運動員用腕章及び乗車(船)腕章が万一紛失又は破損した場合は、再交付をいたしますが、紛失による場

合は、再交付申請書（様式10）に紛失届をした警察署名及び届け出た年月日を記載し、破損した場合は、破損した物品を添付してください。（執規7、18）

選挙運動用自動車・拡声機の表示板、街頭演説用標旗、選挙運動用腕章及び乗車（船）腕章は、選挙終了後速やかに選挙管理委員会に返納してください。（執規8、18）

（3）立候補の届出書類の記載上の注意事項

【共通事項】

文字は、**楷書で明確**に記載してください。

【個別事項】

ア 候補者欄

戸籍謄（抄）本に記載されている氏名（戸籍名）のとおり記載し、必ずふりがなを付してください。

ただし、戸籍謄（抄）本の氏名に対応する常用漢字表及び人名漢字別表に記載された文字を使用して届け出ることには差し支えありません。

本名に代えて通称を用いることができますが、このためには、選挙長の認定を得るため、候補者届出書に「通称認定申請書」（様式7）を添えるとともに、その呼称が「本名に代るものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料」（例えば、葉書、名刺等）を提示しなければなりません。（令89第5項）

また、通称には、戸籍名をかな書きにする場合も含まれておりますので、この場合も通称使用申請書を提出してください。

イ 本籍欄及び住所欄

被選挙権の有無を審査するうえで必要であるため、戸籍謄（抄）本に記載されているとおりに記載してください。住所も本籍と同様に、都道府県名から記載してください。

ウ 生年月日欄

戸籍謄（抄）本に記載されているとおりに元号（明治、大正、昭和、平成）から記載してください。

満年齢は、選挙の期日（令和5年4月23日）現在における年齢を記載してください。

エ 党派欄

党派名は、候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載し、2以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を書いてください。なお、この名称は、所属党派証明書と一致するものでなくてはなりません。（法86の4第3項）

また、名称が20字を超える場合は、字数20字以内の略称をあわせて書いてください。（令89第4項）

政党等に所属していない者は、「無所属」と記載してください。なお、政党等に所属していても、所属党派証明書を添付しない者は、「無所属」と記載してください。

オ 職業欄

主として生計を立てている職業を一つ記載してください。

職業は、なるべく詳細に書いてください。たとえば、単に「会社員」と書かないで「何々会社社員」というように書いてください。

兼職を禁止されている者についてはその職名を、また当該市に対し請負人等の関係にある者についてはその旨を記載してください。（地方自治法92、92の2、141、142）

カ 一のウェブサイト等のアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。（アドレスは「http」から記載してください。）

キ 添付書類欄

無所属の者は、「所属党派証明書」を二重線で抹消してください。

ク 枠外下部の記載事項

届出月日（「令和5年4月16日」）を記載してください。

氏名には、候補者欄に記載した氏名（戸籍名）を記載してください。

ケ 押印箇所について

候補者の印の押印は不要ですが、抹消又は訂正した部分がある場合には、原則として候補者の印を押印のうえ抹消又は訂正してください。また、枠外上部の様式1の右横に捨印の押印をください。

(4) 届出書類の事前審査

立候補届出の際、届出書類に不備があると届出を受理することができず、計画され

た選挙運動等に支障をきたすこととなりますので、あらかじめ届出文書の事前審査を行います。必ず3月27日（月）から3月29日（水）までの間に選挙管理委員会で事前審査を受けるようにしてください。

事前審査の際に書類の訂正が必要な場合がありますので、候補者届(又は候補者推薦届)に捨印として押印した印鑑と同じものを必ず持参してください。

4 立候補の効果

選挙運動は、立候補の届出が済んだときからできます。（法129）

届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として罰せられますのでご注意ください。（法239）

5 立候補の辞退

候補者を辞退しようとするときは、立候補の届出期間内に文書で選挙長に届け出なければなりません。（届出期間経過後は辞退できません。・様式8）

なお、この場合、供託物は市に帰属します。（法86の4、93・令89）

立候補の辞退とみなされる場合は、候補者が、次の職についたときです。この場合、その旨を直ちに選挙長に届け出ることが必要です。（法91・令91）

ア 選挙事務関係者となったとき

イ 立候補できない公務員となったとき

6 選挙に関する諸届出等の時間

選挙に関する諸届出等の期日や時間は、公職選挙法の定るところにより厳守しなければなりません。その時間については、土曜、日曜、祝日を問わず、選挙管理委員会、投票管理者、選挙長に対してする届出、請求、申出、その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にすることになっていますからご注意ください。（法270）

7 選挙立会人の届出

(1) 選挙会に立ち会う選挙立会人となるべき者を、候補者は選挙期日前3日（4月20日午後5時）までに選挙長に対して届け出ることができます。（法76）

- (2) 届け出ようとする候補者は、選挙立会人となるべき者の届出書（様式26）の承諾書欄に本人の署名又は記名押印をしたうえで期日までに提出してください。（令82）
- (3) 届出のあった者が10人を超えないときは、直ちにその者をもって選挙立会人としませんが、10人を超えるときは、届出のあった者の中から10人をくじで定めます。なお、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上あるときは、その者の中からくじで2人を定めます。（法76）
- (4) 前記(3)のくじは、4月20日午後5時10分から、高山市役所地下大会議室で行う予定です。

8 一般的な注意事項

立候補届出の際、物品及び証明書類の交付を受けたときは、交付品目録と対照して、その種類と数量を必ず点検し、不足、二重交付、不備等があったときは、直ちに物品交付係員に申し出てください。

選挙運動用として交付を受けた物品及び証明書類は、他人に譲渡してはなりませんし、立候補の届出が却下され、又は立候補を辞退したときは、使用済みのものを除き、それぞれの発行機関に直ちに返還しなければなりません。

この場合、使用済みの分については、使用したことを証する証明書の添付を必要とします。

物品及び証明書類の交付を受けた後は、紛失又は破損のないように保管に注意してください。

9 選挙管理委員会委員長及び選挙長

選挙管理委員会委員長及び選挙長の氏名等は、次のとおりです。

高山市選挙管理委員会委員長

高山市議会議員選挙選挙長

川 上 実

高山市選挙管理委員会委員長職務代理者

高山市議会議員選挙選挙長職務代理者

石 田 美 智 子

10 選挙管理委員会連絡先

| 選挙管理委員会 | 連絡先（電話番号） |
|---------------|--|
| 本庁 臨時管理事務室 | 代表 0577-32-3333 (内線2096~2098) |
| (地下大会議室) | 設置期間：4月26日（水）まで |
| (002会議室) | 設置期間：4月27日（木）から5月25日（木）まで |
| 本庁 (4階執務室) | 5月26日（金）以降 直通 0577-35-3133（総務課） 代表 0577-32-3333 (内線2453、2474) |